

## 保険業法

(定義)

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を収受する保険、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を収受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業(次に掲げるものを除く。)をいう。

一 他の法律に特別の規定のあるもの

二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等(会社(外国会社を含む。以下この号において同じ。))その他の事業者(政令で定める者を除く。)をいう。)又はその役員若しくは使用人(役員又は使用人であった者を含む。以下この号において同じ。)が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族(政令で定める者に限る。以下この号において同じ。)を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員(組合員であった者を含む。)又はその親族を相手方として行うもの

ニ 会社が同一の会社の集団(一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。)に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であって、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。)がその構成員を相手方として行うもの

ト イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの(政令で定めるものを除く。)

2～25 (略)

26 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

27～42 (略)

(業務運営に関する措置)

第百条の二 保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合(当該業務

が第二百七十五条第三項の規定により第三者に再委託される場合を含む。)における当該業務の  
的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(報告又は資料の提出)

第二百二十八条 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等  
の保護を図るため必要があると認めるときは、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し  
報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図  
るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の子法人等(子  
会社その他保険会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並  
びに次条第二項及び第三項において同じ。)又は当該保険会社から業務の委託を受けた者に対し、  
当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることが  
できる。

3 (略)

(立入検査)

第二百二十九条 内閣総理大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等  
の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、保険会社の営業所、事務所その他の  
施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を  
検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要がある  
と認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保険会社の子法人等若しくは当該保険  
会社から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に  
必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 (略)

(保険募集の制限)

第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人  
も保険募集を行ってはならない。

一 次条の登録を受けた生命保険募集人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の  
代理又は媒介(生命保険募集人である銀行その他の政令で定める者(以下この条において「銀  
行等」という。))又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれ  
が少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。)

二 損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。以下この編において同じ。)の役員(代表権を有する役員並びに監査役及び監査委員を除く。以下この条、第二百八十三条及び第三百二条において同じ。)若しくは使用人又は次条の登録を受けた損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人 その所属保険会社等のために行う保険契約の締結の代理又は媒介(損害保険代理店である銀行等又はその役員若しくは使用人にあつては、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合に限る。)

### 三・四 (略)

#### 2 (略)

3 保険募集の再委託は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合において、当該再委託をする者(以下この条、第二百八十一条第一号及び第二百八十三条において「保険募集再委託者」という。)及びその所属保険会社等が、あらかじめ、再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結について、内閣総理大臣の認可を受けたときに限り、行うことができる。

一 保険募集再委託者が、第一項第一号から第三号までに掲げる者のうち保険会社又は外国保険会社等であつて、その所属保険会社等と内閣府令で定める密接な関係を有する者であること。

二 再委託を受ける者が、保険募集再委託者の生命保険募集人又は損害保険募集人であること。

三 保険募集再委託者が、再委託について、所属保険会社等の許諾を得ていること。

#### 4・5 (略)

(注)第3項から第5項までの規定は、平成24年改正保険業法により追加された。平成25年3月30日までの政令で定める日から施行予定。

### (登録)

第二百七十六条 特定保険募集人(生命保険募集人、損害保険代理店又は少額短期保険募集人(特定少額短期保険募集人を除く。))をいう。以下同じ。)は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

### (所属保険会社等及び保険募集再委託者の賠償責任)

第二百八十三条 所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

#### 2～5 (略)

### (顧客に対する説明)

第二百九十四条 保険募集人は、保険募集を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 所属保険会社等の商号、名称又は氏名
- 二 自己が所属保険会社等の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別
- 三 その他内閣府令で定める事項

(自己契約の禁止)

第二百九十五条 損害保険代理店及び保険仲立人は、その主たる目的として、自己又は自己を雇用している者を保険契約者又は被保険者とする保険契約(保険仲立人にあつては、内閣府令で定めるものに限る。次項において「自己契約」という。)の保険募集を行ってはならない。

2 (略)

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第三百条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に関して、次に掲げる行為(次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

- 一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為
- 二 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為
- 三 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為
- 四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為
- 五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為
- 六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者(第百条の三(第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。))に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社(以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。)、当該保険持株会社等の子会社(保険会社等及び外国保険会社等を除く。)並びに保険業を行う者以外の者をいう。)が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為

九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

## 2 (略)

(役員又は使用人の届出)

第三百二条 損害保険代理店、少額短期保険募集人又は保険仲立人は、その役員又は使用人(少額短期保険募集人の役員又は使用人にあつては、特定少額短期保険募集人に限る。)に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び生年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなったとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(立入検査等)

第三百五条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定保険募集人又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該特定保険募集人若しくは保険仲立人の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(業務改善命令)

第三百六条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人の業務の運営に関し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、

当該特定保険募集人又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三百七条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 特定保険募集人が第二百七十九条第一項第一号から第三号まで、第四号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く。)、第九号(同項第六号に係る部分を除く。)、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当することとなったとき、又は保険仲立人が第二百八十九条第一項第一号から第三号まで、第四号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く。)、第九号(同項第六号に係る部分を除く。)若しくは第十号のいずれかに該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を受けたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

2・3 (略)

(登録の抹消等)

第三百八条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、特定保険募集人又は保険仲立人の登録を抹消しなければならない。

- 一 前条第一項又は第二項の規定により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を取り消したとき。
- 二 第二百八十条第三項の規定により第二百七十六条の登録がその効力を失ったとき、又は第二百九十条第三項の規定により第二百八十六条の登録がその効力を失ったとき。

2 (略)

## 保険業法施行令

(保険業の定義から除外されるもの)

第一条の三 法第二条第一項第二号トに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 地方公共団体が事業者(当該地方公共団体の区域内に所在するものに限る。)又はその役員若しくは使用人を相手方として行うもの(法第二条第一項第二号イに掲げるものを除く。)

- 二 一の会社(当該会社若しくはその連結子会社等(内閣府令で定めるところにより当該会社と連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる子会社その他の会社をいい、連結子会社等であった会社を含む。以下この号において同じ。))又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として法第三条第四項各号又は第五項各号に掲げる保険の引受けを行う事業を行うことを専ら目的とする会社(保険会社、外国保険会社等、免許特定法人の引受社員及び少額短期保険業者を除く。)を除く。)若しくは当該会社の連結子会社等又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの(法第二条第一項第二号ロ又は二に掲げるものを除く。)
- 三 一の包括宗教法人(宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)第五十二条第二項第四号に規定する宗教団体がある場合における当該宗教団体であって、宗教法人(同法第四条第二項に規定する宗教法人をいう。以下この号において同じ。))であるものをいう。)若しくは当該包括宗教法人に包括される宗教法人又はこれらの役員若しくは使用人が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの(法第二条第一項第二号ロに掲げるものを除く。)
- 四 一の国家公務員共済組合(国家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第百二十八号)第三条第一項又は第二項の規定により設けられた国家公務員共済組合をいう。)又は一の地方公務員共済組合(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第三条第一項の規定により設けられた地方公務員共済組合をいう。以下この号において同じ。))の組合員(組合員であった者を含む。以下この号において同じ。))が構成する団体(地方公務員共済組合の組合員が構成する団体にあつては、一の都道府県内の地方公共団体の職員(職員であった者を含む。))である組合員が構成するものに限る。)がその構成員又はその親族を相手方として行うもの
- 五 国会議員(国会議員であった者を含む。))が構成する団体又は一の地方公共団体の議会の議員(当該地方公共団体の議会の議員であった者を含む。))が構成する団体がその構成員又はその親族を相手方として行うもの
- 六 一の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。第八号において同じ。))がその児童又は幼児を相手方として行うもの
- 七 一の専修学校(学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この号及び次号において同じ。))、一の各種学校(同法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。))又は一の専修学校若しくは各種学校の生徒(各種学校にあつては内閣府令で定めるものに限る。以下この号及び次号において同じ。))が構成する団体がその生徒を相手方として行うもの
- 八 同一の設置者(国及び地方公共団体を除く。次号において同じ。))が設置した二以上の学校等(学校、専修学校又は各種学校をいう。同号において同じ。))の学生又は生徒が構成する団体がその学生等(学生、生徒、児童又は幼児をいう。同号において同じ。))を相手方として行うもの

九 一の学校等又は同一の設置者が設置した二以上の学校等の学生等の保護者(親権を行う者又は後見人をいう。)又は教職員が構成する団体がその構成員又は学生等を相手方として行うもの

第一条の四 法第二条第一項第三号に規定する政令で定める人数は、千人とする。

2 法第二条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 二以上の団体が同一の者に業務及び財産の管理を委託している場合その他当該二以上の団体の間に内閣府令で定める密接な関係がある場合において、当該二以上の団体が相手方とする者の総数が千人を超えるもの

二 二以上の団体が、保険料として收受した金銭その他の資産を協同して運用し、又は引き受けた保険契約を協同して再保険に付している場合において、当該二以上の団体が相手方とする者の総数が千人を超えるもの

三 再保険の引受けを行うもの

四 一の個人から一年間に收受する保険料(内閣府令で定める保険契約にあつては、内閣府令で定める保険料とする。以下この号において同じ。)の合計額が五十万円を超える保険の引受け又は一の法人から一年間に收受する保険料の合計額が千万円を超える保険の引受けを含むもの

## 保険業法施行規則

(業務運営に関する措置)

第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約(第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。第五号から第七号までにおいて同じ。)の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 特別勘定に属する資産(以下この号、第五号及び第六号において「資産」という。)の種類及びその評価の方法

ロ 資産の運用方針

ハ 資産の運用実績により将来における保険金等の額が不確実であること。

二 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約(第八十三条第三号に掲げる保険契約のうち、事業者(法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合に



おける個人をいう。以下同じ。)を保険契約者とするものを除く。)の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

四 既に締結されている保険契約(以下この号において「既契約」という。)を消滅させると同時に、既契約の責任準備金(第十条第二号の規定にかかわらず、被保険者のために積み立てられている額をいう。以下この号において同じ。)、返戻金の額その他の被保険者のために積み立てられている額を、新たに締結する保険契約(以下この号において「新契約」という。)の責任準備金又は保険料に充当することによって成立する保険契約(既契約と新契約の被保険者が同一人を含む場合に限る。)の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付(イに定める事項の記載にあつては、既契約と新契約が対比できる方法による。)により、説明を行うことを確保するための措置

イ 既契約及び新契約に関する保険の種類、保険金額、保険期間、保険料(普通保険約款及び給付のある主要な特約ごとに記載するものとする。)、保険料払込期間その他保険契約に関して重要な事項

ロ 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

五 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、資産の運用に関して別表に掲げる事項(当該保険契約に係る資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合にあつては、資産の運用に関する極めて重要な事項として別表に掲げるもの)を記載した書面を交付するための措置

六 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約(資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行うものに限る。)の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者から資産の運用に関する重要な事項として別表に掲げるものを記載した書面の交付の請求があつたときには、当該保険契約者に対し、直ちに、当該書面を交付するための措置

七 第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、当該保険契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置

七の二 基礎率変更権に関する条項を法第四条第二項第三号に掲げる書類に記載する第三分野保険の保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 保険契約の内容が変更されることがある場合の要件(基礎率変更権行使基準を含む。)、変更箇所、変更内容及び保険契約者に内容の変更を通知する時期

ロ 予定発生率の合理性

七の三 前号に定める第三分野保険の保険契約に関し、生命保険募集人又は損害保険募集人が、一年ごとに、保険契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するための措置

イ 基礎率変更権行使基準に該当するかどうか。

ロ 基礎率変更権行使基準に規定する予定発生率に対する実績発生率の状況を示す指標の推移

ハ その他基礎率変更権行使基準に該当するかどうか参考となる事項

八 日本における元受保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、イ又はロに掲げる保険契約(日本における元受保険契約に限る。以下この号において同じ。)の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、当該イ又はロに定める事項の説明を行うことを確保するための措置

イ ロに掲げるもの以外の保険契約 当該保険募集に係る保険契約が法第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約(以下「補償対象契約」という。)に該当するかどうかの別又は保険契約のうち補償対象契約に該当するものの範囲

ロ 保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令(平成十年大蔵省令第百二十四号。以下この号において「保護命令」という。)第一条の六第二項(法第二百四十五条第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)に規定する元受生命保険契約等であつて、保険期間(既に締結されている保険契約の条項に基づく保険期間の更新又は延長をすることができる保険契約にあつては、当該更新又は延長後の保険期間を含む通算保険期間)が五年を超えることとなるもの(その保険料又は責任準備金の算出の基礎として予定利率が用いられているもの(保護命令第五十条の五第三項 括弧書(法第二百七十条の三第二項第一号に規定する内閣府令・財務省令で定める率)に規定する予定利率が用いられているものを含む。)に限る。) 次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) イに定める事項

(2) 保護命令第五十条の五第三項に規定する高予定利率契約に該当することとなる保険契約並びに破綻保険会社(法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社をいう。)に係る当該保険契約が保護命令第五十条の五第二項(保護命令第五十条の十一において準用する場合を含む。)及び保護命令第一条の六第二項又は保護命令第五十条の十四

第二項（法第二百七十条の六の八第二項 に規定する内閣府令・財務省令で定める率）  
の規定の適用を受けること。

九（略）

十 前各号に定めるもののほか、保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者及び被保険者（保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）に対し、保険契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

2～4（略）

（社内規則等）

第五十三条の七 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

2（略）

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第五十三条の十一 保険会社は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容及び次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三・四（略）

五 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

## 監督指針

### Ⅱ-3-3-1 適正な生命保険募集態勢の確立

② 以下のいずれかの業務を行う者は、法第 276 条に規定する生命保険募集人の登録を行っているか。

ア. 保険契約の締結の勧誘

イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明

ウ. 保険契約の申込みの受領

エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介

(注) 登録の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録は不要であると考えられる。

(ア) 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布

(イ) コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明

(ウ) 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

③ 法人等に対し、登録を行わずに代理店委託を行う等により、法令等を潜脱する行為を排除する措置が講じられているか。また、その措置は実行されているか。例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行う等により紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。

### Ⅱ-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集

(2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係

② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。

なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

(注 1) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。

### Ⅱ-3-3-5 適正な損害保険募集態勢の確立

(1) 損害保険募集人の採用・委託・登録(届出)

② 以下のいずれかの業務を行う者は、法第 276 条に規定する損害保険代理店の登録及び法第 302 条に規定する届出を行っているか。

ア. 保険契約の締結の勧誘

イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明

ウ. 保険契約の申込みの受領

エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介

(注) 登録・届出の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録・届出は不要であると考えられる。

(ア) 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布

(イ) コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明

(ウ) 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明

#### Ⅱ-3-3-6 損害保険契約の締結及び保険募集

(2) 法第 300 条第 1 項第 1 号関係

② 重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報(以下、「契約概要」という。)と顧客に対して注意喚起すべき情報(以下、「注意喚起情報」という。)について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。

(注1) 第2 分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険などであって、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を本項目の対象とする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。

(注2) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。

#### Ⅱ-3-5-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等

(16) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。(「Ⅱ-3-3-2 (2) ②」、「Ⅱ-3-3-2(3)②」、「Ⅱ-3-3-6 (2) ②」、「Ⅱ-3-3-6(3)②」も参照のこと。)

(注1) 第2分野の保険商品については、「Ⅱ-3-3-6(2)②(注1)」、「Ⅱ-3-3-6(3)②(注1)」、団体保険又は団体契約、財形保険については、「Ⅱ-3-3-2(2)②(注1)」、「Ⅱ-3-3-2(3)②(注1)」、「Ⅱ-3-3-6(2)②(注2)」、「Ⅱ-3-3-6(3)②(注2)」と同様の範囲での取扱いとする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面又は契約締結前交付書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。

(注2) 特定保険契約については、準用金融商品取引法第37条の3第1項の規定に従い、契約締結前交付書面を交付する必要があることに留意すること。それにあたっては、本項目に留意しつつ法定の記載方法(規則第234条の21)を遵守すること。

- ① 当該書面において、顧客に対して、保険会社における苦情・相談の受付先が明示されているか。また、手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関の商号又は名称(指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容)が明示されているか。
- ② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。(「Ⅱ-3-11 適切な表示の確保」も参照のこと。)

ア～オ (略)

- ③ 顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われているか。

ア～ウ (略)

- ④ 当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。

(注1)(注2) (略)

- ⑤ 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記①から④に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われているか。例えば、少なくとも次のような方法により顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われているか。

(注) (略)

ア～ウ (略)

- ⑥ 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容について、保険会社が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。

(17) 規則第53条の7第1項に規定する措置に関し、保険会社等において、契約の申込みを行うおとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保

し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。

(注1) 第2分野の保険商品については、自動車保険、火災保険、賠償責任保険などであつて、事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品でない場合を対象とする。

(注2) 団体保険又は団体契約、財形保険について、保険契約者である団体に対して行うものは対象としない。なお、この場合において、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者のニーズに合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下のような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。

#### ⑪ 意向確認書面の適用範囲

意向確認書面については、ア. 特に顧客のニーズを確認する必要性が高いと考えられる保険商品であつて、かつ イ. 募集人等が保険商品の販売・勧誘を行うに際し、募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報の交換をする募集形態、に該当する場合について適用される。

(注1) 上記ア. に該当する保険商品としては、以下のものが考えられる。

- ・ 変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品
- ・ 第1分野の保険商品及び第3分野の保険商品(但し、海外旅行傷害保険商品(契約締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。)及び保険期間が1年以下の傷害保険商品(契約締結に際し保険契約者又は被保険者が告知すべき重要な事実又は事項に被保険者の現在又は過去における健康状態その他の心身の状況に関する事実又は事項が含まれないものに限る。)を除く。)

(注2) 上記イ. に該当しない募集形態とは、例えば、保険商品の特性からその仕組みが極めて単純であること等により、募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報の交換をしなくとも、契約概要・注意喚起情報等の書面における記載及び募集人等による当該保険商品の説明により、顧客が自ら顧客のニーズに合致するか否かを判断できる募集形態をいう。

なお、電話・郵便・インターネット等の非対面の方式による募集の場合においても、電話により顧客のニーズに関する情報を交換する場合や、インターネット等において入力された顧客ニーズに関する情報に基づき、電磁的方法により募集人等が特定の保険商品の推奨を行う場合など、募集人等と顧客が共同のうえ相互に顧客のニーズに関する情報を交換する場合は、上記イ. に該当する募集形態であることに留意すること。

#### ⑫ 意向確認書面の適用範囲外の保険商品における顧客のニーズの確認

必ずしも意向確認書面の作成・交付を要しない場合についても、以下のような措置により顧客のニーズに合致した保険商品の販売が行われているか。

ア. 契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に確認する機会を確保するために、社内規則等が適切に定められているか。

(注) 社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

(ア) 保険商品の複雑性、保険期間の長短、保険料や保険金額の多寡、募集方法(対面か非対面か)等を考慮した社内規則等となっているか。

(イ) 顧客が申込みを行おうとする契約内容のうち、顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項について、顧客に対して、再確認を促すような方法が定められているか。顧客が自らのニーズに合致しているかの確認を特に必要とする事項とは、商品ごとに、例えば、以下の項目が考えられる。

- ・ 変額保険、変額年金保険、外貨建て保険等の投資性商品収益獲得を目的に投資する資金の用意があるか、預金とは異なる中長期の投資商品を購入する意思があるか、資産価額が運用成果に応じて変動することを承知しているか、市場リスクを許容しているか、最低保証を求めるか等の投資の意向に関する情報

- ・ 自動車保険

若年運転者不担保特約、運転者限定特約、車両保険の契約条件など

- ・ 火災保険

保険の目的、補償対象の評価方法(再調達価額・時価)、地震保険の付保の有無など

(ウ) 事後的に販売・勧誘の適切性を検証しうるものとなっているか。

イ. ア. の社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

## Ⅱ-4-1 保険会社の事務の外部委託

### Ⅱ-4-1-2 主な着眼点

(2) 保険会社は、以下に示す点など、その経営の健全性の確保の観点から総合的な検証を行い、必要な態勢整備(委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。)を図っているか。

#### ① リスク管理

保険会社は、当該委託契約に沿ってサービスの提供を受けなかった場合の保険会社の業務への影響等外部委託に係るリスクを総合的に検証し、リスクが顕在化した場合の対応策等を検討しているか。



## ② 委託先の選定

保険会社の経営の合理性の観点からみて十分なレベルのサービスの提供を行いうるか、契約に沿ったサービス提供や損害等負担が確保できる財務・経営内容か、保険会社のレピュテーション等の観点から問題ないか等の観点から、委託先の選定を行っているか。

## ③ 契約内容

契約内容は、委託事務の内容等に応じ、例えば、以下の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

ア. 提供されるサービスの内容及びレベル並びに解約等の手続き。

イ. 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の責務。委託に関連して発生するおそれのある損害の負担の関係(必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。)

ウ. 保険会社が、当該委託事務及びそれに関する委託先の経営状況に関して委託先より受ける報告の内容。

エ. 金融当局の保険会社に対する検査・監督上の要請に沿って対応を行う際の取り決め。

## ④ 保険会社に課せられた法令上の義務等

当該委託事務を保険会社自身が行った場合に課せられる法令上の義務等の履行に支障が生じる外部委託となっていないか。

## ⑤ 保険会社側の管理態勢

委託事務に関する管理者の設置、モニタリング、検証態勢(委託契約において、保険会社が委託先に対して事務処理の適切性に係る検証を行うことができる旨の規定を盛り込む等の対応を含む。)等の社内管理態勢が整備されているか。

## ⑥ 情報提供

委託事務の履行状況等に関し委託先から保険会社への定期的なレポートに加え、必要に応じ適切な情報が迅速に得られる態勢となっているか。

## ⑦ 監査

保険会社において、外部委託事務についても監査の対象となっているか。

## ⑧ 緊急時等の対応

委託契約に沿ったサービスの提供が行われない場合にも、保険会社の業務に大きな支障が生じないよう対応が検討されているか。また、顧客に対して委託先に代わりサービス提供が可能な態勢等が整備されているか。

## ⑨ グループ会社への外部委託

委託契約が保険会社とグループ会社との間において締結される場合に、契約の内容が実質的に委託先への支援となっており、アームズ・レングス・ルールに違反していないか。

### Ⅲ-2-2 損害保険代理店の登録事務

#### (7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出(法第 302 条の届出)

- ① 法第 302 条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、代理店の事務所に勤務し、かつ、保険募集に関し所定の教育を受け、その代理店の管理のもとで保険募集を行う者をいう。なお、上記の者が他の代理店又は損害保険会社において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。

### Ⅳ-1-14 団体保険又は団体契約の取扱い

- (1) 団体及び被保険団体の範囲が、明確に定められているか。
- (2) 被保険団体の区分(全員加入団体、任意加入団体)及び団体の区分(第Ⅰ種から第Ⅳ種等)に応じて、例えば一契約の最低被保険者数及び最高保険金額倍数が明確に定められているか。
- (3) 職域を基礎とする団体保険又は団体契約において、退職者及び退職者の配偶者等(以下、本項において「退職者等」という。)を引き続き被保険団体に含める場合は、以下の点を満たしているか。
  - ① 団体が、退職者等に係る異動状況の把握及び保険料の収納管理を適切に行うための事務処理能力を有していること。
  - ② 退職者等を被保険団体に含めること及び、これに伴って将来的に想定される退職者等の占める割合が上昇することによる影響を踏まえ、保険引受リスクに見合った保険料又は配当方式等の設定となっていること。

### Ⅳ-1-16 他人の生命の保険契約に係る被保険者同意の確認

他人の生命の保険契約に係る被保険者の同意の確認については、例えば、以下のような方法により行うことが明確にされているか。

- (1) 個人又は企業が保険契約者及び保険金受取人になり、保険契約者以外の者あるいは役員や従業員を被保険者とする保険契約の場合は、被保険者本人が署名又は記名押印することによる確認
- (2) 企業が保険契約者及び保険金受取人になり、従業員等全員を被保険者とする保険契約(被保険者となることに同意しなかった者を除く保険契約をいう。)のうち個人生命保険及び全員加入団体定期を除く保険契約で、上記(1)によることが困難な場合は、以下のいずれかを提出させることによる確認
  - ① ア. 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、及びイ. 被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿
  - ② ア. 保険契約の目的となる災害補償規定等の書類、イ. 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認書(保険契約者となるべき者及び被

保険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。)及びウ. 被保険者となることに同意しなかった者の名簿

- ③ ア. 企業が死亡保険金受取人とする保険契約の内容が記載された災害補償規定等の書類、イ. 災害補償規定等が労働基準法第 89 条の規定に基づき行政官庁に届け出たものであること、及び同法第 106 条第 1 項の規定に基づき被保険者となるべき者に対し、災害補償規定等を周知した旨が記載された確認書(保険契約者となるべき者の署名又は記名押印のあるものに限る。)、並びに、ウ. 被保険者となることを同意しなかった者の名簿
- (3) 全員加入団体定期保険の場合は、保険契約者となるべき者から以下のいずれかを提出させることによる確認
  - ① ア. 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、及びイ. 被保険者となることに同意した者全員の署名又は記名押印のある名簿
  - ② ア. 保険契約の目的となる遺族補償規定等の書類、イ. 保険契約者となるべき者が被保険者となるべき者全員に保険契約の内容を通知した旨の確認書(保険契約者となるべき者及び被保険者となるべき者の代表者の署名又は記名押印のあるものに限る。)、及びウ. 被保険者となることに同意しなかった者の名簿
- (4) 全員加入団体定期保険のうち「ヒューマン・ヴァリュート約」を付帯した保険契約の場合は、被保険者から個別に同意する旨の書面に署名又は記名押印することによる確認、又は上記(3)－①による確認